

## ○川崎市社会教育委員会議規則

昭和52年 1 月27日教委規則第 1 号

## 改正

平成12年 2 月 1 日教育委員会規則第 3 号

平成26年 3 月26日教育委員会規則第 5 号

平成28年 1 月28日教育委員会規則第 1 号

## 川崎市社会教育委員会議規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、川崎市社会教育委員条例（昭和24年川崎市条例第34号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、川崎市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

**第 1 条の 2** 条例第 2 条第 2 項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に設置された学校の長
- (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者
- (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

(議長及び副議長)

**第 2 条** 会議は、委員の互選による議長及び副議長を各 1 名置く。

- 2 議長及び副議長の任期は、2 年とする。ただし、再選されることができる。
- 3 議長は、会議を主宰し、これを代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

**第 3 条** 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎月 1 回これを招集する。ただし、会議は、開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 臨時会は、委員定数の半数以上の要請があったとき、又は議長が緊急の必要があると認める場合に限り、これを招集する。
- 4 会議は、議長が招集する。

5 議長は、会議の招集及び議事の事項等を、あらかじめ委員及び教育長に通知しなければならない。

(議事及び議決)

**第4条** 会議は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議と教育委員会事務局との関係)

**第5条** 会議は、議案その他に関し必要あるときは、教育長に対し、教育委員会事務局職員の報告及び説明を求めることができる。

2 前項の場合において、関係職員は、会議で意見を述べるができる。

3 会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において行う。

(専門部会)

**第6条** 会議は、教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館及び日本民家園並びに青少年の家、少年自然の家及び黒川青少年野外活動センター（以下「青少年教育施設」という。）等の社会教育施設の円滑な運営を図るため、別表の専門部会の欄に掲げる専門部会を置く。

2 専門部会は、臨時委員で構成し、教育委員会が委嘱する。

3 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る専門部会の審議又は調査が終了したときは解職されるものとする。

4 専門部会は、臨時委員の互選による部会長及び副部会長を各1名置く。

5 専門部会は、部会長がこれを召集しその議長となる。ただし、部会長が開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 専門部会は、所属する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 専門部会の議事は、出席した臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

8 専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。

9 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成12年 2 月 1 日教委規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

### 附 則（平成26年 3 月 26日教委規則第 5 号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成28年 1 月 28日教委規則第 1 号）

この規則は、平成28年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定（図書館及び青少年科学館に係る部分に限る。）及び附則の次に別表を加える改正規定（図書館専門部会及び青少年科学館専門部会に係る部分に限る。）は、平成28年 6 月 1 日から施行する。

#### 別表（第 6 条関係）

専門部会	所掌事務	委員の定数	委員の構成
教育文化会 館専門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から 推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経 験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する 活動を行う者
幸市民館専 門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から 推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経

			<p>験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
中原市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
高津市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
宮前市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
多摩市民館	館における各種の事業の	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p>

専門部会	企画実施について調査審議すること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</li> <li>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</li> <li>(4) 学識経験者</li> <li>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</li> </ul>
麻生市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 区内に設置された学校の長</li> <li>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</li> <li>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</li> <li>(4) 学識経験者</li> <li>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</li> </ul>
図書館専門 部会	館の運営及び図書館奉仕について意見を述べること。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市内に設置された学校の教育職員</li> <li>(2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者</li> <li>(3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民</li> <li>(4) 学識経験者</li> <li>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</li> </ul>
青少年科学 館専門部会	館の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市内に設置された学校の教育職員</li> <li>(2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者</li> <li>(3) 市内在住の自然科学に関する知</li> </ul>

			<p>識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
日本民家園 専門部会	園の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	<p>(1) 市内に設置された学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の歴史、民俗に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
有馬・野川生涯学習支援 施設専門部会	施設の運営について調査審議すること。	8人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の教育職員</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の生涯学習に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>
青少年教育 施設専門部会	各施設における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	15人以内	<p>(1) 市内の小学校及び中学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>

## 令和3年度 工事執行実績

R4-1 専門部会資料  
管理担当

### (1) 高津市民館

工事規模	件数	工事金額(税込)
修繕	10	¥1,851,630
その補修工事	1	¥283,150
長寿命化	2	¥101,332,000
<b>合計</b>	<b>13</b>	<b>¥103,466,780</b>

#### 主な工事(長寿命化工事)

- ① 高津市民館舞台照明その他設備長寿命化整備業務委託 ¥ 98,835,000
- ② 高津市民館電気室空冷式パッケージエアコン補修工事 ¥ 2,497,000



① 工事 舞台照明調整



① 工事 舞台音響調整  
卓2式(大会議室、視聴)



② 工事 パッケージエアコン

### (2) プラザ橋

工事規模	件数	工事金額(税込)
修繕	9	¥627,596
その補修工事	1	¥1,232,000
長寿命化	0	¥0
<b>合計</b>	<b>10</b>	<b>¥1,859,596</b>

#### 主な工事(その補修工事)

- ① プラザ橋 出入口通路段差その他補修工事 ¥ 1,232,000

## 令和4年度生涯学習支援課(高津市民館・橋分館)事業一覧

社会教育振興事業			
事業名	事業内容	高津市民館	橋分館
<b>社会参加・共生推進学習事業</b>			
識字学習活動 (高)410千円	日本で生活する外国人などが、日常生活に必要な基礎的日本語を学ぶとともに日本人と外国人が互いの文化等を学び合い、多文化共生社会の創造をめざします。	午前コース 4月20日から3月8日 水曜日10時～12時 35回 夜間コース 4月14日から3月9日 木曜日19時～20時半 35回	
識字ボランティア研修 (高)165千円	識字学習活動等に参画するボランティアの資質の向上を図り、外国人と日本人が共に生きる多文化共生の地域社会をめざします。	午前コース：未定 夜間コース：年内を予定	
障がい者社会参加学習活動 (高)141千円	障がいのある人の社会参加を図るため、障がいのある人もない人も共に交流等を行い共生社会の実現をめざします。	5月～3月の原則第4日曜日 全10回(8月除く)参加者30名 登録ボランティア15名	
障がい者ボランティア研修	「障がい者社会参加学習活動」のボランティア等に、障がい者の理解やボランティア活動のあり方等に関する学習機会を提供し、障がい者の学習権保障の充実とボランティアの人権意識の向上をめざします。	年度内1回実施予定	
<b>市民自治基礎学習事業</b>			
[普遍的課題学習活動]			
平和・人権・男女平等推進学習 (高)172千円	憲法・教育基本法の理念に基づき、平和や人権尊重、性による差別や人権に関する問題解決に向けた学習を通して、共に生きる地域社会の創造や男女共同参画社会の形成をめざします。	【平和・人権】11月に実施予定 内容検討中 【男女平等】 「(仮称)お父さんお母さんが学びなおす性教育」 1月から2月にかけて実施予定 お父さん、お母さんが学校で学んだ性教育の知識をアップデートし、その子どもたちが健やかに成長できるように考えるきっかけと同じ課題を持つ仲間づくりの機会を提供する	
[世代別学習活動]			
青少年教室事業 (高)66千円	小学生・中学生・高校生等を対象として、青少年期の課題解決や地域参加に向けた学習機会を提供し、地域の中での仲間づくり、つながりづくりを促進します。	「(仮称)成人をむかえる前に知りたいお金の話」 11月に全1回で実施予定 高校生を対象に、成人後にお金に困ったり、消費者トラブルにまきこまれないようお金の運用や詐欺の手口とその回避方法を学ぶ機会を提供する	
成人教室事業 (高)66千円	成人層を対象として、成人期の課題解決や地域参加に向けた学習機会を提供し、地域の中での仲間づくり、つながりづくりを促進します。	「仕事の`しんどい`減らしませんか？」オンライン開催 9月19日(月・祝)、10月1日(土)、10月22日(土)全3回。概ね20代～30代の働いている方、及び関心のある方 30人	
シニアの社会参加支援事業 (高)96千円 (橋)76千円	地域の課題解決、地域活動の参加に向けた学習機会を提供し、シニア自らの経験や知識・能力を活かして地域社会で活動できるよう支援します。	6月21日～7月15日 全5回 介護を取り巻く諸課題を考えることを通じてシニア層が地域とつながっていくきっかけとなるような講座を実施。	1月～2月を予定
高齢者セミナー (高)81千円	高齢期の課題解決に向けた学習機会の提供し、学習を通じた、生きがいづくりや健康づくりを促進し幸福な高齢期をおくれるよう支援します。	10月に実施予定 内容検討中	
[子育て・共育学習活動]			
家庭・地域教育学級 (高)141千円 (橋)76千円	家庭教育の充実を図るために、学齢期の子どもの成長や親子関係について学びます。	①「はじめての子育て」 10月～11月 木曜日 全5回 0歳児と保護者10組 ②学齢期の保護者向け講座 全5回実施予定	①「0歳からの子育て」 5/20～6/24 主に金曜午前。 全6回。0歳児と保護者10組。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため人数を制限。 ②親子向け単発講座を予定 (予算に残額がある場合)
市民館保育活動 (高)106千円 (橋)23千円	幼い子をもつ親の学習機会を保障するため、主催事業に保育を併設し、子育て環境の醸成をめざします。	年間。保育ボランティア13名登録	年間。保育ボランティア9名登録。
保育ボランティア研修 (高)49千円	市民館保育を支援するボランティアの資質の向上を図ります。	「やってみよう～支え合う地域の子育てサポーター～」 8月17日～9月15日全5回	



<b>[家庭教育推進事業]</b>			
区家庭教育推進連絡会	市家庭教育推進連絡会における協議に基づき、地域や家庭の教育力向上に向けた協議を行います。	年度内1回～2回実施予定	
PTA家庭教育学級講師派遣	市内小学校PTA等で開設される家庭教育学級に講師を派遣します。	区内各小中特別支援学校PTA17団体実施(予定)	
子育て支援啓発事業 (高)58千円 (橋)12千円	地域の身近な子育て情報を収集し提供するための交流を中心とした集会を実施します。	①「キューピーランド」5月～3月(8月は無) 第2火曜午前の全10回。0歳から1歳11ヶ月の親子(第1子)を対象としたフリースペース(コロナ禍では事前申込制10組)。高津区在住を優先するが定員に満たない場合は他区からの参加も可 ②「ぼかぼかおはなし会」5月～3月 第3金曜午前の全11回。未就学前の親子を対象にした絵本の読み聞かせ。(コロナ禍では事前申込制5組)。	①「子育てひろば」5月から奇数月。第2金曜午前の全6回。0歳から就学前の親子を対象(コロナ禍では事前申込制)。 ②「絵本パーク」毎週水曜日、午後1時から3時まで、全50回(12月28日と1月4日は除く)。0歳から就学前の親子の絵本の読み聞かせ等のフリースペース。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため当面は事前申込制。

**市民学習・市民活動活性化事業**

市民自主学級	生活課題や地域課題等の解決に取り組もうとする市民が、広く地域に呼びかけて行う自主学習活動を推進します。		
高津市民館 (高)235千円	「健康と音楽に親しむ」 <6月30日～9月29日 木曜日 全10回 健康づくりをテーマに聴く、演奏する以外の音楽のもつ魅力を伝える>(企画運営:健康と音楽の会)		
橋分館 (橋)44千円	「おとなのおはなしかい」 7月～令和5年3月。(実施団体:おとなのおはなしかい 企画委員会)		
市民自主企画事業	学習・文化・芸術の振興や市民の交流ネットワーク化に向けて、多様な形態の事業を市民参画で実施します。		
高津市民館 (高)25千円	「川崎むすびの会」 <小中学生の夏休み浴衣教室7月2日～23日毎週土曜日><振袖着付け体験7月30日>(企画運営:kimono jurrys)		
橋分館 (橋)126千円	「こども体験隊」 7月～令和4年3月。(実施団体:こども体験隊 企画委員会)		

**[市民エンパワーメント事業]**

市民エンパワーメント研修 (高)81千円 (橋)91千円	市民自らが考えながら生活・地域課題等に取り組むために市民活動・ボランティア活動に関する学習機会を提供します。	「暮らしから考える SDGs(仮称)」10月～令和5年1月 土日を予定。全5～6回。関心のある方 20人	9月～10月の火曜午前を予定。 「プラたち修理屋さん養成講座(仮)」
市民講師活用事業 (高)58.5千円	様々な分野において豊富な経験や資格、技術等を持っている市民が、地域の生涯学習における身近な学習支援者「市民講師」として活躍できるよう育成・支援を行います。	①「市民講師、始めてみませんか?」6月～7月。土曜日。全4回。原則、高津区在住の方 10人 ②「市民講師ブラッシュアップ研修(仮称)」主に①の受講者を対象に11月～12月、全3回程度を予定。 ③「市民講師 開設講座」1月～3月に単発で開催予定。	
「地域の寺子屋事業」コーディネーター養成講座	「地域の寺子屋事業」に参画し、開設や運営等をコーディネートする市民を養成します。	南・中・北で開催。中部は中原・高津・宮前3館合同で開催。11月～12月 全5回 会場は宮前市民館	
「地域の寺子屋事業」情報交換会	寺子屋コーディネーターや寺子屋先生など「地域の寺子屋事業」に携わる者のネットワーク化や事業連携の推進を通じ、寺子屋事業の活性化、地域教育力の向上をめざす。	南・中・北で開催。中部は中原・高津・宮前3館合同で開催。令和5年1月(予定) 会場は宮前市民館(予定)	
PTA活動研修 (高)75千円	子どもの健やかな成長を支えるPTA活動の研修をします。	5月～6月 全7回 区内小中特別支援学校PTA会員対象	
生涯学習交流集会 (高)2千円 (橋)43千円	いきいきとした各区の社会教育の展開に向けた意見交換や成果発表などの交流を通して、市民が主体的に学ぶ地域の生涯学習環境の醸成を図ります。	令和4年度高津市民館市民自主学級・市民自主企画事業実施報告会と主に市民館を拠点として活動する区内の市民団体の交流会を同時開催(予定) 令和5年1月(予定)	第23回プラザ橋まつり11月5日(土)、6日(日)を予定。

**学習情報提供・学習相談事業**

学習情報提供・学習相談事業 (橋)6千円	市民の主体的な学習活動・市民活動の支援策の一環として、様々な学習情報・市民活動等の情報を収集・整理し、適切な形で公開・提供する。	受付窓口にて情報提供及び相談対応を実施。	受付窓口にて情報提供及び相談対応を実施。
-------------------------	--	----------------------	----------------------

市民・行政協働・ネットワーク学習事業			
行政区・中学校区地域教育会議推進事業	家庭・学校・地域の連携により、区内の子育てや生涯学習ネットワークづくりと教育への市民参画システムづくりを行います。		全体会他
行政区生涯学習推進会議	市及び区の生涯学習推進基本計画にもとづき、生涯学習に関する行政職員による会議を行います。	7月、令和5年2月 2回開催(予定)	
課題別連携事業	地域での子育てや福祉、環境などの課題に協働して取り組むため、関係機関や市民と連携した会議や事業を実施します。	第44回高津市民館サークル祭 6月11日(土)、12日(日)開催	①地域子育て支援事業「あつまれキッズ」 4月～3月 月1回(8月以外) (保育所等・地域連携担当) ②夏休み子ども映画会 7月(橘出張所)
地域学習・文化団体連携推進事業	地域の学習活動を推進している学習・文化団体とのネットワーク化や事業連携の推進を通じ、市民の主体的な学習活動の活性化、地域の文化や教育力の向上を目指します。		
現代的課題対応学習事業			
現代的課題学習事業 (高)80千円	現代的、今日的な課題に係わる学習機会を提供し、今を生きる市民の学習を支援します。	①1月～2月 全5回午前 ②MANABU(夏期) 8月8日(月)～19日(金)※休館日を 除く 10時から18時30分 ③MANABU(冬期) 12月23日(金)～1月9日(日)※12 月28日～1月4日を除く 時間未定 ②③令和2年から続く3年目。談話ス ペースを活用し中高生の学習スベ ースを提供する。昨年に引き続き「かわ さき芽吹塾」に協力を依頼し、学習支 援をあわせて行う	
教育文化会館・市民館学習環境整備事業			
社会教育委員会 高津市民館 専門部会	市民館の円滑な運営をはかるため、調査審議を行います。		
刊行・広報活動 (高)357千円 (橘)80千円	学習記録や調査研究書の作成、館のたよりやホームページなどにより学習情報の公開を図ります。	市民館だより年6回(偶数月発行) 2500部 館内及び各区役所等公共 機関に配架、HPにも掲載。 各事業の案内をHPに掲載するほか エレベーター内に掲示。	プラザ橘だより年6回(偶数月発 行)4,000部 ※区内一括配送が当面中止 (中止の場合は1,300部) 各事業チラシ類 ホームページ随時更新 ほか
情報機器整備事業	総合教育センター視聴覚センターと連携して視聴覚機材を貸し出します。	視聴覚教材、機材を貸出	
16ミリ映写機操作技術講習会	16ミリ映写機の操作方法及びフィルム活用について習得します。	総合教育センター主催事業	

地域課題対応事業	
たかつ学習・文化ネットワーク事業	地域資源を活用し、コミュニティの活性化を図るため、文化振興事業、多文化共生推進事業、生涯学習推進事業の3事業を実施します。
文化振興事業 (高)256千円	区内で活動するボランティアと協働して、広く区民を対象にした事業を実施し、高津区の魅力発信と次世代への文化伝承をめざします。
高津区の文化を伝える体験型講座	10月～令和5年3月の期間で、1～2事業実施予定。
多文化共生推進事業 (高)287千円	市民が違いを認め、理解しあい、共に生きる社会づくりにむけ、外国人市民等、様々な人々のもつ文化との出会いや日常生活に即した交流機会を提供し、地域の特性や市民交流が豊に息づく多文化共生社会の実現を目指します。
多文化防災訓練	「外国人市民とともに学ぶ 防災訓練」 外国人市民を含む市民が災害の際、相互に協力・対応することを目的とした防災訓練を11月頃、実施予定。 区役所危機管理担当・町内会と連携し、外国人市民と町内会のつながりづくりを目指す。
子育て広場	「外国人の子どもと保護者の子育てひろば」 外国人市民の子どもと保護者が定期的に情報交換や交流を図る広場を、6月～3月の第3木曜日に実施。
多文化啓発講演会	「外国人市民と！多文化ワークショップ」 川崎に縁がある外国人市民を講師に招き、日々の生活に関する悩みを知る講演会(ワークショップ)を、8月28日に実施予定。
地域めぐり	「外国人市民とともに楽しむ 多文化地域めぐり」 区内で活躍する高津シルバーガイドを講師に招き、地域の魅力を発掘する地域めぐりを9月17日に実施予定。
防犯講座	「外国人市民とともに学ぶ 防犯講座」 区役所危機管理・高津警察署と連携し、防犯に関する基礎知識や事例紹介を行う講座を11月～12月に実施予定。
子ども塾	
多文化共理解職員向け研修	区役所企画課と連携し、職員向けのコミュニティ研修のテーマの一つに多文化共理解を組み込む方向で、実施を検討中。
生涯学習推進事業 (高)80千円	高津区生涯学習推進会議の構成員である関係機関が主催する講座を区の中で交通の要所に位置する高津市民館で開催することにより、区内で生涯学習を推進する施設間の連携強化と生涯学習を通しての区民間のコミュニティづくりの促進を目指します。
生涯学習推進会議	高津区生涯学習推進会議の構成員である関係機関との会議を実施(年2回)。
出前講座	・小黒恵子童謡記念館(年2回実施予定) ・神奈川県立川崎図書館(年1回実施予定) ・高津スポーツセンター(年1回実施予定)
たちばなファミリーコンサート (橋)86千円	参加・体験型コンサート(年2回開催) 会場は全てプラザ橋第3・4学習室 ①8月6日(土)13:30～ 洗足学園音楽大学 渡部ゼミ生によるコンサート ②12月11日(日)13:30～ 「クリスマスコンサート」 地域で活動するサークル、団体による親子で楽しめるコンサート
おはよう！歌の広場 (橋)75千円	シニア世代のための歌のフリースペース。5月からの2カ月に1回、月曜午前。全6回を予定。プラザ橋第3・4学習室 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため当面、事前申込制として40人に限定。

## 川崎市社会教育委員会議専門部会委員について

## 1 川崎市社会教育委員の根拠

## ※社会教育法

(社会教育委員の構成)

**第15条** 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

**第18条** 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

## ※川崎市社会教育委員会条例

**第1条** 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により川崎市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

**第2条** 委員の定数は、20人とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## ※川崎市社会教育委員会議規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、川崎市社会教育委員会条例（昭和24年川崎市条例第34号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、川崎市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

**第1条の2** 条例第2条第2項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に設置された学校の長
- (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者
- (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

●社会教育委員の委嘱の基準は、各地方自治体が条例において定めることとされましたので、本市では、文部科学省令で定められた委嘱の基準を参酌しながら、川崎市社会教育委員条例及び川崎市社会教育委員会議規則において上記のとおり定めております。

○社会教育委員の身分・・・非常勤の特別職の公務員です。

○条例に定める報酬、費用弁償が支給されます。

## 2 社会教育委員の職務等

### ※社会教育法

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関して教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

(1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。

(2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

(3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

### ※川崎市社会教育委員会議規則

#### 別表（第6条関係）（抜粋）

専門部会	所掌事務	委員の定数	委員の構成
高津市民館 専門部会	館における各種の事業の 企画実施において調査審 議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等 から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関す る経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資 する活動を行う者

## 社会教育委員会議高津市民館専門部会の調査審議事項について

## 1 過去10年間の高津市民館運営審議会研究テーマ

- ・平成22、23年度「高津区における総合的な生涯学習の推進について」
- ・平成24、25年度「期待される事業のあり方について」
- ・平成26、27年度「人権の観点から必要とされる講座を考える」
- ・平成28、29年度「人と人がゆるやかにつながる  
～学びや遊びでより身近な市民館にしよう～」
- ・平成30・31年度「外国につながる子どもの学習支援のあり方について」  
～多文化共生社会に向けた「多文化子ども塾」の取組
- ・令和2・3年度 「高津市民館に行こう！～学びと交流の拠点～」

## 2 令和2・3年度の審議経過

回	年 月 日	内 容
1	令和2年7月8日	テーマの意見出し
2	令和2年10月27日	テーマの意見出し
3	令和2年12月8日	「MANABU」の事業内容の説明
4	令和3年2月13日	テーマを「高津市民館に行こう～学びと交流の拠点～」に決定
5	令和3年5月7日	「MANABU」の実施状況の説明
6	令和3年12月17日	報告書（案）の確認
7	令和4年2月12日	報告書の確認